

## Jr 委員会主催大会（リーグ戦）の高温による中止と判断する基準について

南長崎 SP 多目的広場での Jr 委員会主催大会（リーグ戦）の高温による中止の判断の基準を示します

## 【中止の判断基準】

◆当日 5 時に東京都に対して気象庁・環境庁より熱中症警戒アラートが発令されていて、環境庁の WBGT 予測で大会実施時間帯の多くでその値が 30 以上になっている

\*夏初期（梅雨明けから 2 週間以内）において、熱中症警戒アラートは発令されていないが、環境庁の WBGT 予測で大会実施時間帯に厳重警戒（WBGT 28 から 31）が続く場合は積極的に中止の判断をする

\*前日 19 時~21 時の時点で、気象庁・環境庁の予測で熱中症警戒アラートが出されている場合は前日に検討し、中止を決定する場合もある

なお、開始後にスポーツセンターより；

- ① 中止の指導がある（WBGT 28 から 31）場合は、環境庁の WBGT 予測等を参照するなどして、真摯に中止・継続を検討する。原則中止とする。
- ② 中止が指令される（WBGT31 以上）場合は、速やかに中止する。

## 以下参照情報

気象庁熱中症警戒アラートサイト <https://www.jma.go.jp/bosai/information/heat.html>

当日を対象とする熱中症警戒アラートは、朝 5 時に更新

翌日を対象とする熱中症警戒アラートは、夕方 17 時に発表

環境庁熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

以下は南長崎スポーツセンター業務基準からの関係事項の抜粋です。

暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature 以下、「指数」という）が、

① 28℃を超える「**厳重警戒**」となった場合は、利用料は返金し、利用を中止するよう指導すること。

② 31℃以上となった場合は、いかなる理由であっても利用を中止させ、利用料を返金するように運用すること。

指数を計測する機器は、指定管理者で用意すること。施設利用案内等への記載や予約申し込みの際に説明するなど、予め利用者に周知すること。また、利用を中止する際は、速やかに区、利用者及び利用予定者に報告、説明するとともに、ホームページや敷地出入り口、クラブハウスなどに利用中止の旨掲示し、十分な周知を図ること。なお、利用の中止に伴う利用料は、実績に基づき区が補てんする。ただし、自主事業については補てんの対象外とする。

・運動に関する指針		熱中症予防運動指針	
気温（参考）	暑さ指数（WBGT）		
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では 30 分おきくらいに休憩をとる。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

・環境省、気象庁から発表される「熱中症アラート」にも注視し、適切な対応を図ること。